



1. 林野庁の動き（11月）

（1）森林環境譲与税の令和3年度取組状況を公表

林野庁は、11月15日に、令和3年度における森林環境譲与税の取組状況を公表しました（公表資料は、以下のサイトからダウンロード可能）。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/torikumizyoukyou-7.pdf>

令和3年度分の森林環境譲与税は、市町村に340億円、都道府県に60億円、計400億円が譲与されました。市町村における活用額は、元年度に65億円、2年度に163億円でしたが、3年度は217億円へ増加し、4年度の活用予定は405億円となりました。市町村への譲与額に対する活用額の割合（事業化率）も、元年度の41%、2年度の48%から、3年度は64%、4年度予定は92%へと伸びています。市町村と都道府県の活用額総額は、3年度：270億円（事業化率68%）、4年度予定：472億円（同94%）となりました。

事業量で見ても、令和3年度の譲与税による森林整備面積は、令和元年度から約5倍に、木材利用量も約4倍に増加しました。今後も、事業の本格化により、市町村における更なる取組の進展が見込まれます。

一方、都道府県では、譲与税の活用により、市町村に提供する各種情報の精度向上・高度化、県レベルの事業支援団体の運営、アドバイザーの派遣、市町村職員の研修など、地域の実情に応じた市町村支援の取組が展開されています。

各市町村・都道府県におかれては、令和4年度予算を着実に執行するとともに、令和5年度当初予算で譲与税の更なる活用を進めるように、ご協力をお願いいたします。

（2）森林環境譲与税の取組事例集を公表

林野庁は、令和3年度における森林環境譲与税の取組状況とあわせて、「令和3年度森林環境譲与税の取組事例集」（市町村版、都道府県版）を公表しました。市町村版では93の事例（森林整備：58事例、人材育成・確保：15事例、木材利用・普及啓発：20事例）、都道府県版では102の事例（市町村支援：59事例、人材育成・確保：28事例、木材利用・普及啓発：15事例）を紹介しました。両事例集は、以下のサイトからダウンロード可能です。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/torikumizyoukyou-8.pdf>（市町村）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/torikumizyoukyou-9.pdf>（都道府県）

それぞれの事例集には、紹介事例の要旨、用途の分類による早見表、都道府県別の索引（巻末）を新たに掲載しました。特定分野での事例を探す必要がある場合などに、是非、本事例集をご活用願います。

（3）研修・説明会への講師派遣

11月には、以下の4回の研修・説明会に、林野庁森林集積推進室から講師を派遣しました。各研修・説明会では、森林経営管理制度と森林環境譲与税の概要について説明した上で、質疑応答を行いました。

都道府県や市町村で、研修・説明会への講師派遣のご希望がある場合には、お気軽に森林集積推進室までご相談願います。

10月31～11月2日：森林技術総合研修所「令和4年度森林経営管理制度の実務研修」（5市町、都道府県職員などの計13名が参加）

14日：石川県「令和4年度森林経営管理制度等担当者研修」（9市町、県職員、民間団体などの計27名が参加）

15日：鳥取県「令和4年度森林経営管理制度に関する研修会」（16市町、県職員の計32名が参加）

18日：鹿児島県「令和4年度地域林政アドバイザー育成研修」（4市、民間団体など計13名が参加）

2. 各地の動き（11月）

（1）所有者不明森林等の特例の公告（京都府綾部市、青森県三戸町）

森林経営管理法では、「所有者不明森林等の特例措置」により、所有者の一部又は全部が不明な森林であっても、探索や公告等の一定の手続きを経ることで、市町村が当該森林の経営管理を受託することが可能です。

令和4年10月11日に、京都府綾部市が共有者不明森林の特例の公告を、同12月1日に、青森県三戸町が所有者不明森林の特例の公告を行いました。綾部市では、0.33haの森林について、147名の共有者のうち3名を確知できなかったため、本措置を活用することとしました。また、三戸町では、1.72haの森林について、登記名義人1名の相続人が全員死亡していたため、本措置を活用することとしました。公告の詳細については、以下の林野庁ホームページからご覧いただけます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#4.2.1>

今後、所有者不明森林が増加することが予想される中、本措置の有効性は一層高まることが期待されます。「所有者が分からないから、手が出せない」というような森林がある場合には、是非、本措置の活用をご検討願います。

具体的な活用方法については、林野庁が作成した「所有者不明森林等における特例措置活用のための留意事項（ガイドライン）」（以下のサイトからダウンロード可能）で詳しく説明しておりますので、是非、ご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/kentoukai-55.pdf>

（2）市町村による実施方針作成の推進

各市町村で森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、制度の適用範囲や取組の優先順位、林業経営適地の判断基準などを整理した実施方針を策定することが有効です。これまで、先進的な市町村で実施方針の策定が進んできましたが、都道府県が主体となって、市町村に実施方針の策定を呼びかける動きも広がっています。

①宮崎県

宮崎県の「みやざき森林経営管理支援センター」は、管内市町村に対して、対外的な説明責任の確保と今後の一貫した対応のために、森林経営管理制度の「実施方針」の作成を奨励しています。

同センターは、「実施方針」の作成を更に促進するため、本年9月に、市町村による「実施方針」の「ひな形」（記載例）を作成しました。「ひな形」では、県内共通事項の具体的な条文を提示するのみならず、各市町村の考え方を反映させるべき箇所（基本的な考え方、意向調査の優先順位、意向確認後の森林経営管理の方針）にも記載例を明示しました。

宮崎県では、本年11月までに、5市町村が「ひな形」を活用して、「実施方針」を策定しており、今年度内に、更に11市町村が策定に着手する予定となっています。

②福岡県

福岡県は、令和4年度から、管内市町村に対して、森林経営管理制度の取組に関する基本方針や年度別計画などを定めた「長期計画」の作成を奨励しています。

「長期計画」では、制度運用の基本方針と現状・課題を整理した上で、地区別の進捗計画（A：意向調査→B：意向調査結果の仕分け→C：同意取得→D：事業実施又はE：集積計画の検討）を整理することとしています。

福岡県では、今年度中に、対象森林を有する県内全ての市町村が「長期計画」を作成する予定となっています。

（3）福島県福島市と東京都荒川区が森林学習イベントを開催

11月5日に、福島市は、同市の友好都市である東京都荒川区が市有地に整備している「あらかわの森」で森林学習イベントを開催しました。イベントには、ボーイスカウト福島連盟の子どもや保護者、荒川区の親子ら約50人が参加して、間伐や植樹体験を行いました。

荒川区は、区内に森林環境譲与税を活用して整備できる森林がないことから、福島市に「市所有の森林を借りて、森林整備や区民の森林学習に活用したい」と打診しました。これを受けて、令和4年6月から、同市佐原の市有地を「あらかわの森」に設定し、荒川区の森林環境譲与税を活用して、整備を開始しました。

福島市で、他県の自治体が森林環境譲与税を活用して森林整備を行うのは、荒川区が初めてです。

<https://www.minyu-net.com/news/scramble/FM20221114-740464.php>

（4）和歌山県みなべ町が補正予算で木製品を調達

和歌山県みなべ町は、今年度の9月補正予算により、町有林の間伐材を使って作成した本棚などの木製品を町内の小中学校などに設置する事業を実施することとしました（補正予算額：328万円）。

同町は、本年度、みなべ川森林組合への委託により、町有林（約12.5ha）のスギやヒノキ（約1,500m³）を初めて間伐して、製材業者に販売しました。

本事業では、製材業者が加工した板材などを材料に、日高郡内のメーカーが、本棚や絵本ボックス、ヒノキの玉が入った子ども用の遊具プール等を製作します。製作された木製品は、町が森林環境譲与税により備品として買い取り、小中学校、町役場、保育所、こども園、子育て交流施設に設置することとしています。

<https://www.agara.co.jp/article/238085>

(5)「山林」11月号が徳島県那賀町における森林経営管理制度の取組を紹介

大日本山林会の会誌「山林」11月号に、徳島県那賀町における森林経営管理制度の取組が紹介されました。

那賀町は、令和元年7月に、近隣市町等と連携して、「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」を設立し、市町と協議会が役割分担をしながら、森林経営管理制度の取組を進めています。連携に当たっては、協議会が、各市町に共通する部分（意向調査票の作成やパンフレットの作成など）を担う一方、各市町は、意向調査の実施方針策定や森林整備の優先順位付けなどを独自に行うこととしています。

同町は、意向調査に当たり、町内を18ブロックに分けた上で、①全森林所有者への簡易的な意向調査の実施、②一斉説明会や個別相談会の開催、③詳細調査の実施という流れで、5年間で実施する方針です。

<https://www.sanrinkai.or.jp/bulletin/>

3. 林野庁からのお知らせ

(1)「森林経営管理リーダー育成研修」の全日程が終了

林野庁主催の「森林経営管理リーダー育成研修」は、11月15日から17日に開催した福岡会場をもって、今年度の全国8箇所における全ての日程が終了しました。本研修にご参加頂いた皆様に、厚く御礼申し上げます。

来年度の本研修では、これまで研修に参加した方のレベルアップの場となるよう、所有者不明森林への対応や境界の明確化など、現場で直面する課題に対応できるようなカリキュラムを編成すべく検討を進めています。また、地域林政アドバイザーの情報交換の場となるような研修も、新たに開始する予定です。

来年度も、林野庁主催研修への積極的なご参加をお願い致します。

(2) 情報誌「林野」11月号で東京都江戸川区の取組を紹介

今年度、林野庁情報誌「林野」は、森林環境譲与税を活用した各地の取組事例の紹介記事を連載しています。11月号では、東京都江戸川区の取組を紹介しました。

江戸川区は、令和2年度に「江戸川区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定して、区内の公共建築物等における木材の利用を推進しています。改築校の内装木質化に当たっては、国産材を優先的に使用することとして、特に、同区の友好都市・交流都市（山形県鶴岡市、長野県安曇野市、茨城県城里町）や東京都で生産された木材を利用するように努めています。

令和2年度は、1校で学校図書館の内装木質化、令和3年度は、3校で多目的スペースや個別学習スペースの内装を木質化しました。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kouhousitu/jouhoushi/attach/pdf/0411-9.pdf>

4. 12月の林野庁予定

12月19日：茨城県「令和4年度茨城県地域林政アドバイザー養成研修」（対応者：中山）

12月22日：宮崎県「森林環境譲与税及び森林経営管理制度に係るオンライン研修会」（対応者：近藤、中山）

本誌への記事掲載をご希望される都道府県・市町村がございましたら、森林集積推進室まで
ご相談願います。ご提供いただいた情報は、担当者にご相談の上、公開可能な情報のみ掲載
することも可能です。

※シューセキ！定期配信のお申し込み

シューセキ！の定期配信をご希望される方は、所属・氏名・電話番号を明記の上、「定
期配信を希望する」旨、下記のメールアドレスまでご連絡願います。

(連絡先)

林野庁森林利用課 森林集積推進室

(室長) 福田

(森林経営管理制度) 中山、室町、安藤

(森林環境譲与税) 近藤、中口、井上

〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL : 03-6744-2126

FAX : 03-3502-2887

Mail : shinrin_keieikanri@maff.go.jp